

住まいる事業補助金

市民向け

市民子育て住宅取得事業

新築・中古

上限
20万円

平成31年1月1日時点で東近江市に住民票があり、0歳から中学校修了前の子どもがいる世帯が住宅を取得される場合に取得費の一部を補助します。
(申請者の年齢要件があります。)

※補助率は補助対象経費の5分の1以内

対象者

- * 平成31年1月1日時点で市内に住民票があり、引き続き東近江市に居住している人
- * 平成31年1月1日時点で40歳未満である人(昭和54年1月2日以降生まれの人)
- * 交付申請時において、0歳から中学校修了前の子どもがあり、補助金の交付対象となる住宅に引き続き同居する人
- * 交付申請時に市町村税を完納している人
- * 交付対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する人

移住者向け

空家改修事業

改修

上限
50万円

東近江市空家バンクを活用して、購入又は賃借された住宅の改修費の一部を補助します。

※補助率は補助対象経費の3分の2以内

対象者

- * 自己居住用として、東近江市空家バンク制度を活用して住宅を購入又は賃借し、その住宅に改修後、市外から転入して住む人
- * 交付申請時に市町村税を完納している人

移住者向け

子育て空家改修事業

改修

上限
100万円

0歳から中学校修了前の子どもがいる世帯が、東近江市空家バンクを活用して、購入された住宅の改修費の一部を補助します。

※補助率は補助対象経費の3分の2以内

対象者

- * 中学校修了前の子どもと同居する人
- * 自己居住用として、東近江市空家バンク制度を活用して住宅を購入し、その住宅に改修後、市外から転入して住む人
- * 交付申請時に市町村税を完納している人

対象空家

- * 昭和56年6月1日以降に建築着工したものの又は実績報告の時点において耐震基準に適合しているもの

移住者向け

Uターン者住宅取得事業

新築・中古

上限
20万円

東近江市外から転入される世帯で、過去に東近江市内に居住又は両親若しくは祖父母が東近江市内に居住している世帯が、住宅を取得される場合に取得費の一部を補助します。

※補助率は補助対象経費の5分の1以内

対象者

- * 過去に東近江市内に居住又は両親若しくは祖父母(義父母、義祖父母でも可)が平成31年1月1日時点で市内に住民票があり、引き続き市内に居住している人
- * 補助金の交付対象となる住宅に住民票を移す日から起算して過去2年間以上東近江市以外の市町村に住民票がある人
- * 交付申請時に市町村税を完納している人
- * 交付対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する人

補助条件<共通事項>

1 市内の住宅販売者又は施工業者と契約した場合は対象となります。

※本補助制度の市内の住宅販売者又は施工業者とは・・・

- (1) 市内に本社、事業所を有する法人又は市内に住民票を置いている個人事業者
- (2) 上記(1)の事業者に事業の一部を下請負させる事業者

2 すでに取得されたものは対象となりません。ただし、補助金制度周知期間のため、平成31年4月1日以降に取得し、5月中旬に交付申請書を提出されたものは、対象となります。

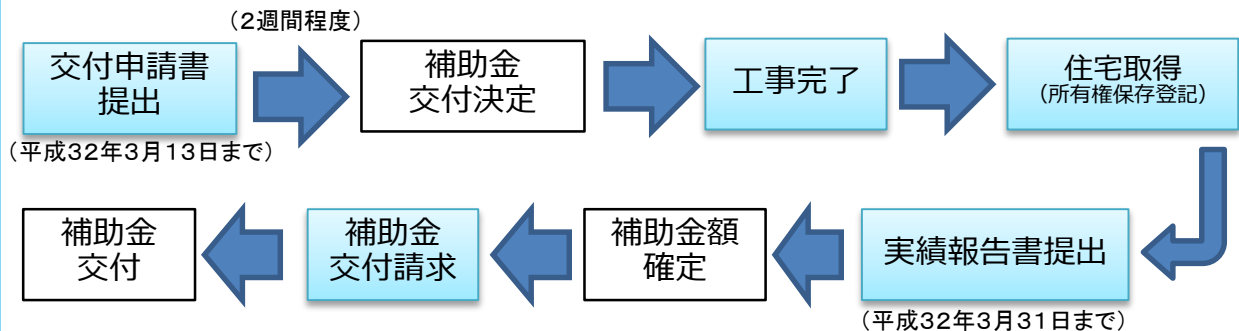
3 平成32年3月31日までに工事が完了し、実績報告書が提出できないものは対象になりません。

4 補助金は、予算の範囲内となり、超えた時点で修了となります。

制度の目的

人口減少対策の取組の一つとして、市民の定住を推進するとともに市外からの移住者を増やし、人口の維持や地域活性化を図ることを目的としています。

補助金交付の流れ



【注意事項】

- ① 交付申請書は、住宅取得（所有権保存登記完了）までに住宅課に提出してください。住宅取得後の交付申請書は受付できません。また、交付申請書の受付は平成32年3月13日までとなります。
- ② 交付申請書、実績報告書等に添付する必要書類については、住宅課までお問合せください。
- ③ 実績報告書は、事業が完了したときから起算して2箇月以内の日又は平成32年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。
- ④ 補助金は、地域商品券で交付します。（空家改修事業及び子育て空家改修事業は除きます。）

Q&A

Q 1 申請者は、補助対象住宅に住む者であれば誰でも可能ですか。

A 1 申請者は、補助対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する方に限ります。

Q 2 工事は完了していますが、平成32年3月31日までに補助金申請に必要な書類を提出することができなくなりました。補助金は交付されますか。

A 2 期限までに必要書類が提出できない場合は、補助金は交付できません。

<市民子育て住宅取得事業について>

Q 3 住宅取得後に子どもを出産予定なのですが、交付申請書を提出できますか。

A 3 交付申請書提出時に要件を満たしている必要がありますので、提出できません。

<Uターン者住宅取得事業について>

Q 4 過去に東近江市内に居住していたという証明は、どのようなものがありますか。

A 4 現在の住民票（前住所地欄で確認できる場合）、住民票の除票（東近江市にて発行。5年以上前に転出している場合は発行できないこともあります。）、戸籍の附票（本籍地にて発行されます。相当期間経過していると記載されないことがあります。）、過去に東近江市のアパートに居住していた時の契約書の控え等が該当します。

お申込み・お問合せ

東近江市 都市整備部 住宅課 午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日曜日、祝日を除く

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10-5

電話：0748-24-5669（直通） 0748-24-1234（代表）

FAX：0748-24-5578 IP：050-5801-5691

メール：jyutaku@city.higashiomi.lg.jp

ホームページ：http://www.city.higashiomi.shiga.jp